**平成２８年度　第４回大阪府子ども施策審議会**

**子どもの貧困対策部会**

　　　　　　　　　　　　と　き　平成２９年３月３１日（金）

午後2時から午後４時まで

　　　　　　　　　　　　ところ　大阪府立男女共同参画・青少年センター

（ドーンセンター）　５階　特別会議室

○部会長　皆さんこんにちは。あらためまして、本日はお忙しい中、年度末の３月３１日という、本当に最後のお忙しいときにお集まりいただきましてありがとうございます。

　また、市町村の皆さんが参加してくださっているということで、冒頭に説明がありましたように、調査委託を大阪府立大学で受けて、今まで取り組んでまいりました。

　大阪府が、独自調査を実施しなかった市町村分を調査されたので、この後ご説明がありますが、調査結果としては「４３市町村」という形で出ているところでございます。

　なかなか至らない点がたくさんあったと思いますので、まず、皆さんにいろいろお詫び申し上げたいと思います。市町村の皆さんにも、本当に十分なことができなかったかもしれませんが、私たちのできる範囲で精一杯議論もし、この研究チームが密に何回も集まって、議論をして進めてきたところでございます。

　ちょうど先週、内閣府の子どもの貧困対策委員会の構成員でもありますので、そこでも議論されていて、やはり内閣府の会議には、市の代表の方、町の代表の方、都道府県レベルの代表の方と、行政の方が３名参加してくださっているのですが、それぞれお隣の市がどのようになっているのか見えない中で、町に至っては何をしていいのか、自分のところの課題は何なのかということも非常にわかりにくいという、本音のお話がありました。

　だから、大阪府のように、都道府県自治体として市町村を包括してくださって、共同実施という形で皆さんとずっと歩調を合わせてやってこられたのは、私は素晴らしかったと思っています。

　国のほうでも、ずっと報告させていただいて、「ぜひ、そんなふうにやってほしい」と、「国としてもそういうやり方を提示したい」というようなことも言ってくださっていました。そのことを冒頭、ご報告をと思いました。

　それでは、時間も限られておりますので、今日の案件に入っていきたいと思います。

　まず「議事（１）子どもの生活に関する実態調査について」の審議をいたしたいと思います。資料１と資料２、今日は莫大にございますが、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

－事務局説明－

議事（１）子どもの生活に関する実態調査について

○部会長　ありがとうございました。それでは、ただ今から、委員の皆さんに、今のご説明に対してご意見をぜひお願いしたいと思います。

○委員　膨大な資料を、まだ十分に読み解く時間がなくて申し訳ないのですが、資料１で提起された、今ご説明のあったところでも、例えば、就学援助に関して、まだまだ受けたことがないという層がかなり一定層、１４．６％ならびに２０．３％という数字が出ていますが、そうした制度があるにも関わらず、苦しくても申請していないのか情報不足なのか、やはりそうしたところを、地域からの働き掛け、あるいは学校からの個別の、そこは少し難しい、個人情報の関係であるかとは思うのですが、やはりきちんとそのような支援を知らせていくという取組み、仕組みが必要だろうなと思います。

　あと、雇用に関しまして、非正規が多い。それから、層としては母子が多いというのは前回も報告があって、今回、トータルで集約されたのもそうなのですが、また後で、その辺についても詳しいお話が出るかとは思うのですが、どうしても収入が少なくて、複数の仕事を掛け持ちしている。低収入であるから必然的にそうなるのですが、そうすると必然的に子どもに関わる時間が持てない。

　ということは、実際、そういう子どもとの関係性の貧困というところにもそれが表れてくる。それは、ひいては、やはり子どもたちの学力なり、将来への展望に影響していくということで、昨日もちょうど男女協働の審議会もありまして、女性の雇用を推進していく必要があるだろうという話も出ておりました。

　今、ちょうどそうしたところで、国としてもそういう施策を推進していきたいということと、あと、働き方です。男性も含め、長時間労働が当たり前になっている働き方が、非常にまん延しているのですが、企業の中でも、やはりサービスに応えるということで、長時間がどうなのかという見直しが進んでいるところもありますし、いろいろなところで、人間らしい暮らしをしていくために、企業も含めまして、そうしたところを見直していこうという機運をもっともっと高めて、本当に子育てができるような時間の保障、これは男性女性問わずそうなのですが、企業も含めて一緒に考えていくことが、ひいては、そうした就労保障、そして、子どものこうした貧困の課題に対する支援になっていくという視点をぜひ持っていただけたらなと思います。

　そして、三点目なのですが、そこの関係性ということを少し言ったのですが、やはり困窮度が高いほどどこにも相談できない、パートナーへの相談の率も少ない、親への相談の率も少ない、結局、誰にも相談していない。

　そして、先ほど言ったように、「じゃ、こんな支援があるよ」ということが、情報が入らないままになってしまうというところがあると思います。

　そういう意味では、今、例えば、地域の中でそうした支援をどのように早く発見して、そういう働き掛けをしていくかということで、子ども食堂等の話もあったのですが、やはり地域の中にそのようなネットワークがあるところは、今までの取組みの財産として既にあると思うのです。

　例えば、青少年会館とかで、そうした子ども支援の取組みをされていたり、保護者同士が寄れる場があったりとか、そういうようなところを、せっかく財産があるところはみんなそれを活かして、一つのスタイルをつくっていく。

　そして、今度、また大阪府の施策として考えておられるモデル市みたいな話も少しお伺いしたのですが、その中でぜひ具体的な支援につなげていくことができたということも、また広げていっていただけたらなと思います。

○部会長　ありがとうございました。莫大な資料のなかで、要領よく３点まとめてくださいましてありがとうございます。

○委員　今、委員が出されておりますものを引いていきたいと思います。要するに、いろいろな支援策を周知させるということなのです。

　私が当事者として関わっている母子家庭、例えば、ひとり親家庭の児童扶養手当、就学支援、その他のそういうもので、今、児童扶養手当に限って言えば、離婚される手続きのときに、この情報が流れないということはまずないと思うのです、ある意味では。

　だから、必ずしも情報不足ではなく、その時点で、例えば離婚された場合ですと、前の年の所得が、なったときの年の児童扶養手当にかかってくると、所得制限でもらえないということが出てくるわけなのです。

　そして、その年にもらえないと、そのときには一応申請だけして、もらえなくてもずっと申請しておかないと資格がなくなりますので、そういうことまでわかったかどうかということ。

　それと、大阪府でも言っていましたが、同居の人の収入によって児童扶養手当が切られるのです。だから、そういうことで切られている人がいるのではないかと。これは、ぜひ同居の人の所得で切られるということには、われわれは常に国に、それは撤廃してほしい、撤廃までいかなくても、所得制限を全て児童手当のように１０００万円なら１０００万円というような近い金額に上げてほしいということは常に言っているのです。

　ですが、今は、お母さんが切られる所得と同じように、同居の人にその所得があれば切られてしまいます。そういうようなことでもらっていないと。

　それと、もう一つ言えるのは、児童扶養手当というのは、ほかの何の手当も受けていない人のために、そのような困窮者にあげようではないかということで生まれてきた制度なのです。

　というのは、逆に言えば、死別の人などは、厚生年金の遺族年金が入るわけなのです。だから、調査の項目に、その他の手当を、年金をもらっているかという項目が確かなかったと思うので、遺族年金の手当をもらっている人は、この何も受けていないという、児童扶養手当を受けていないという人数に入ると思うのです。人数的に今ここに出ているパーセントが、今、言ったようなことで、限られる人数の中に入るのかどうかというのを、また調べていただけたらと思います。

　それとあわせて、児童扶養手当の範囲、それを少なくとも同居の親族で削られるというのは、もう少し条件を考えてほしいということは、国のほうへ、また大阪府から、要望につなげてほしいと思います。

　それで、就労のほうなのですが、やはりいつも言っているのですが、お母さんの経済的自立、それが全て子どもの貧困に１００％響いてきて、子どもの精神的・肉体的な安定にもつながると思いますし、家庭生活というのは、私は非常に大事だと思うので、いろいろな子どもの居場所、そういうものも今考えてもらっておりますが、なかなか普遍的には利用できるような状態にはなりません。

　だから、やはり母子家庭の経済的自立、要するに就労です。これの非正規、それから正規といっても非常に収入の少ない正規がこのごろ結構出てきているのです。

　今、これをやり出してから、うちの就労センターの就労状態を全部、目を通しているのですが、本当に非正規が多いのと、正規であっても条件が全然上がっていないのです。劣悪で、非正規とほとんど変わりません。ただ、時間がフルタイム拘束されるということであると思うのです。

　だから、そういうところを企業の協力を得るとともに、やはり働き方より雇い方の形態を、本当に根本的に国に見直してもらう。そして、子育ての最低生活ができるだけの、「労働者同一労働、同一賃金」と言われているときですから、その労働支援にそういう条件を与えてほしいということ。

　アベノミクスで、確かこの前の選挙のときに、「あと２年後に「非正規」という言葉を僕はなくそうと思っています」とおっしゃってくださっていますので、それを期待しております。ほかのことはまた後ほど。

○部会長　ありがとうございました。児童扶養手当の内情を詳細に説明してくださいました。

○委員　非常に膨大な調査データを今回読ませていただいて、本当に多種にわたって考えさせられることが多いので、一口に、この委員会だけで思うことを全部言えないのですが、いくつか強く思いました点だけ発言させていただきます。

　一つは、困難というのは非常に複合的なのだなと。私が代表理事でやっている人権協会では、主に「差別」をターゲットに人権の問題に取り組んでいるのですが、個別の一つ一つの差別の問題だけを取り上げがちですが、個別に強い当事者はですね。

　しかし、非常に差別という点でも、困難という点でも、人にもたらされる困窮というか、困難というのは、一つだけではなく非常に複合的なものなのだなと。ひとり親家庭、特に母子世帯のデータなどを見ていますと、やはり女性差別とか、それからひとり親がもたらす困難とか、そこには非常に複合的なものを感じています。

　ですから、かなり総合的な視点で子どもの貧困問題にも取り組まなければならないことが、いくつかのデータを見ていて非常に強く思いました。

　それからもう一つは、困窮というと、やはり今回の視点は、かなり三つぐらいの視点で貧困というのを見つめる点が提起されていますが、そういう点でも、経済という問題と、やはり生活していくには、われわれは２４時間の生活ですね。

　ですから、親が働いて、働く時間、そして親子が一緒に家族で過ごす時間、そして、また頑張っていこうという睡眠時間というのですか、これが貧困のなかで本当にぼろぼろになっていくといいますか。

　それは、貧困の人だけなのかと。本当に今の社会が、働いて、そして家族としっかり、家族だけではなく、豊かな人間関係を持てるような時間を過ごしながら、子育て自体もそうだと思うのですが、そしてしっかり休息を取ってまた働くというか、この基本が非常に大きく崩れてきているというか、非常にきしんできている、社会が。

　全体として、人権という視点では、大きな流れでは前進してきていると見ることもできるのですが、科学技術などが発達したら、本当は少しそういう人間関係の時間とか、休息する時間が増えるのではなく、どんどんどんどん逆にしんどくなるような、それが貧困という形で、本当にこのひとり親、端的にいうと母子家庭の、ひとりで子育てをしている母親の生活なんかがこのデータに表れているなという感じがします。

　支援策だけではなく、こういう貧困を生み出した理由、人々が本当に辛い、辛いところへ追いやられていく仕組みを点検するというか、大阪府政でいうと、府政の基本策の中で、府民が本当に２４時間の生活で、どのようなサイクルで、このような子どものとか、大人も子どもも辛い目をして生活しなければならないことにならないような政策と、やはり同時に、貧困を生み出すことのない基本政策とか、社会のあり方もそうなのですが。「どうしよう」とだけ言っていても、あまりにも一般論なので、私たちの課題でもあると思うのです。

　貧困家庭でも子どもは守られると。子どもは、幸せに生き生きと日々を過ごせると。少し変な言い方かもわかりませんが、貧困そのものを撲滅したいですが、貧困の家庭にあっても、元気な子どもが。

　私自身の体験も、私のふるさとや周りの子どもが一緒に育ってきた実感からいっても、貧困でも子どもが生き生きできるというのは非常にあったのです。先生が非常に支えてくれたり、近所の親が、自分の親のように関わってくれたり、それは親だけではなく、お兄ちゃん、お姉ちゃんとか、困窮していても、経済的に困窮していても、それを支えていくことがたくさんあった中に育ってきた子どもは元気だったのです。なんとかどん底にならなかったのです。

　そういうことを促す政策をしっかり打つことが、一方で必要なのだろうなと思います。

　最後にもう一点だけ。そういう貧困とか、格差が非常に進行すると、人々の中に、何か貧困とか困ったときに支援策を受けている者に対して、しんどい者がしんどい者に対して批判的な目を向けるというか、「私も頑張ってるんや。あんたももっと自分で頑張るべきや」というような、自己責任論というのですか、そういうのを今回のデータを見ていまして。例えば、子どもの貧困というときに、子育ての親の責任みたいなものだけを強調するような風潮はやはり駄目なのだということを、今回のデータで非常に感じます。

　親も必死になって頑張ってもどうにもならない２４時間の生活の中で、子どもを守りきれないような、つまり生活だけを守るのではなくて、本当に生活習慣はどうなっているか、学習はきちんとできているのかというところまで守りきれないところに親が追い込まれていることが、データに表れてきていると思うのです。

　けれども一方では、困っている者同士が間違った批判をし合うような自己責任論みたいなものも、例えば、生活保護施策に対しても、一部の不正などをやり玉に挙げて、非常にたたくような考え方が、私は結構人々の間でよく聞くのです。

それは、マイノリティーに対する、アファーマティブ・アクションに対する強い反発や批判という形で現れるのと同じように、このデータを見て、やはりその思想でものを考えてはいけないということを、行政も、市民一人一人もしっかり考えられるような形で施策も考えると。そういう啓発も進むような支援策として、みんなが支持をして、「やっぱりそうや」とやっていけるような、そういうことも配慮して考えていく必要があるなということを感じました。以上です。

○部会長　ありがとうございました。根本的なところをおっしゃってくださいました。私たちもこのデータを見ていて、本当に胸が痛むというか、小手先の問題ではないということも感じておりました｡

○委員　委員がおっしゃったこと、本当にそのとおりで賛同するところが多々あります。データを見ていて、本当に経済的な困窮というものが、生活のあらゆる場面で表れているというデータが出てきたかと思います。

　「子どもの実態調査」ということでしたが、見えてきたのは子どもだけではなく、親のしんどさ、心身の状況などを見ると、子どもの格差以上に、生活の困窮度によって親の心身状況が、困窮度が高まれば高まるほど、かなりしんどい状況にあるというのも出てきているかと思います。

　これまで出ていない意見として、大きく三点ぐらい意見を言いたいと思います。

　一つは、先ほど地域のネットワークの取組みというのもありましたが、あらためて、行政の責任、公的機関の責任も、ぜひ指摘しておきたいと思います。生活困窮はなかなか見えにくいと言われますが、実は、国民健康保険料の滞納であるとか、そうした場面で、行政が既にそういうデータを手にしているとも言えるわけです。

　ですので、ぜひ行政の庁内で、そうした生活困窮のサインを、情報共有する仕組みをつくっていただいて、なるべく早い段階で支援につなぐ、そのような取組みにしていただければと思っています。

　それから、生活保護制度のことを言われましたが、困窮度Ⅰの層を見ると、半分はひとり親世帯だというデータが出ました。

　これは全国のデータですが、生活保護を受けている世帯で、子どもさんがいらっしゃる世帯の内訳を見ると、４分の３ぐらいはひとり親世帯です。

　つまり、先ほど困窮度Ⅰに位置する人の半分はひとり親と言いましたが、逆に言うと、半分はふたり親なのです。だけれども、国のデータで見てくると、ふたり親世帯で生活保護制度を利用する比率が非常に低いというのが出てきます。それはなぜかということです。

　だから、生活保護制度にきちんとつなげるということもありますが、なぜ使いにくい仕組みになっているのか。それは、大きくはスティグマ等の問題もありますが、資産要件があります。ぎりぎりまで頑張って、支援を受けないで頑張って、何も持たなくなって、資産も使い尽くしてから初めて生活保護を受けるという制度になっています。ぜひこの資産要件の緩和を国に要望していただければと思っています。

　一般世帯が、生活困窮に陥ったときに、持っている資産を全て使い尽くさないと、こうした経済支援策を利用できない仕組みになっているということを、とりわけ、子どもを持っている世帯にとっては使いづらいです。子どもの将来を考えたときに、持っている資産を離すということは、非常に勇気が必要なことだと思いますので、ぜひそのあたりを、全て使い尽くしてから生活保護をということではなく、なるべく早い段階で、こうした経済的支援策を使うことが、子どもの将来にとってプラスに働くのだということを、ぜひ行政の方からもメッセージを発信していただければと思います。

　この調査の対象は、多くの自治体では小学校５年生・中学校２年生でしたが、小５等のデータを見ていると、「もう遅かったな」と思います。小５で既にこれだけ格差がついている、学習面で「わからない」という回答が増えるというのは、やはりいろいろな支援策は早い段階であるべきだったと思っています。

　それから、これは調査設計上のというか、分析上の点ですが、「相対的貧困」という考え方の中で中央値を算出して、その５０％で困窮度Ⅰというような区分にしています。それは、あくまでもここ大阪府の中での中央値になりますので、自治体あるいは地域によっては、その地域そのものが非常にしんどい、地域全体がしんどい場合は、その中で上下を比較しても、困窮度Ⅰだけ見ていても、多分不十分だということになるかと思います。

　ですから、施策としては、非常にしんどい層を個別に拾っていく、丁寧に見ていく支援策と、一般施策、その地域全体とか、自治体全体で、困窮世帯だけを対象にした支援策ではなく、一般施策も同時に求められていると思います。

　例えば、大阪府で、中学校の完全給食の実施率等は、いったい全国平均に比べてどれぐらいになっているのか。そういうあたりは、貧困対策を進めていくうえで、あれをするか、これをするかという、順番というのでしょうか、議論になりますが、今回出されたデータは、「あれも、これもやらないといけない」というような状況になっているかと思います。特定の層だけではなく、一般施策の実施も含めて進めていくことが必要になっていると感じました。私からは以上です。

○部会長　ありがとうございました。生活保護の制度のことも、詳細にご提示いただきましてありがとうございます。

○委員　皆さんが重要なご指摘をされましたので、それほど付け加えることもないのですが、一応確認といいますか、そもそも子どもの貧困というのは、何を問題にしてこのような調査を行ったかというと、やはりそれは、貧困が必要最低限の資源の欠如ということだけではなく、格差としてとらえるというところが出発点だったと思います。所得格差が、ほかの格差にどのようにつながっていくのか。それが今回の調査ではっきりと見えたのではないかと思います。

　どうしても子どもの貧困問題がニュース等で流れるのですが、非常に個別のエピソードとか、そこで頑張っている子どもさんの話とか、もちろんそれはそれでとても大事な報道だろうと思いますが、やはり全体の構造として、今、日本の社会がこのような構造になっていて、これだけの数の子どもがこういう状態になっているのだと。

　「○．○％」という数字で書いてしまうととても小さく見えるのかもしれませんが、これを人数にすると、かなりの数の人が、例えば病院に行けないとか、そうしたところをきちんと想像して、やはり想像力を豊かにして対策を立てる必要があるのだろうと思います。

　数字にしてしまうと、「一桁台の何パーセント」となってしまうかもしれませんが、これは、それはそれで、ものすごく今の先進国と呼ばれる日本において、この数字をどのように受けとめるかということが非常に大事だろうと思います。

　今日、非常に間違った自己責任論というお話、僕は全くそのとおりだと思います。働けばなんとかなると考えておられる方は、まだまだたくさんおられるかもしれませんが、この調査結果を見る限り、非正規で不安定な雇用で、働いてなんとかなるかというと、ぎりぎりのところでそのしわ寄せが子どもの生活に及んでいるということもはっきりしていると思います。

　だから、働けばなんとかなるのではなく、今、働く内容が非常に問われていて、その働く内容が、子育てをする親の働く内容として妥当かどうかという議論が必要だろうと思います。

　働く・働いていないとか、正規・非正規というくくり以上の、子どもの立場に立った親の働き方とはどういうものなのかという議論が必要なのではないかと思います。

　それから、「子育ては家族の責任だろう」、これもよく議論はあるのですが、家族の責任だろうと言われても、そのような働き方で、不安定で、長時間労働で、子どもにかける時間が少なくなってという中で考えると、「家族がやれ」と言うだけでは、既に機能しなくなっているということもはっきりしているのではないかと思います。

　また、特に困窮度の深刻な群を見ますと、やはり若年で、非正規で不安定という話になっていると思います。

　だから、例えば、もし、そこで離別で母子世帯になったとして、ひとり親世帯になったとして、「では、養育費が」となったところで、そういう元々しんどい世帯が別れた場合に、「じゃ、養育費ね」と言っても、それはなかなか期待できないのではないかと思います。もちろん、期待できる階層もあるかもしれないですが。

　だから、「家族が」とか、「養育費が」とかいうところも、これも本当は細かく見ていかないと、ピンポイントの政策は立てられないのではないかと思います。

　そうすると、これはまた最初に戻るのですが、そもそもこれだけの所得階層、格差があって、まず考えないといけないのは、全体の構造を考えると、個別のそういう困窮度Ⅰ・Ⅱとかの世帯に何をするかということも大事なのですが、そういう階層、格差があるということについて、やはり全体の構造自体に介入が必要だろうと思います。

　要するに、簡単に言ってしまうと、所得の再分配とか、労働、正規、賃金水準等、それは自治体がというよりは、むしろ国が取り組まなければならない課題であろうと思います。

　所得分布の構造自体をどのように変えていくのかという中で考えなければいけないことがたくさんあって、その格差が、所得格差があることを前提に、「では、何ができますか」という議論だけでは、なかなか問題はいい方向にはいかないのではないかと。

　そこは、また自治体というよりは、むしろ国の責任が非常に問われているということが、自治体の調査によって明らかになったということに、僕はすごく意義があるのではないかなと思っております。

　それから、あと、対策の方向性として、所得の保障制度のことでいうと、むしろ国が責任を持ったいわゆる経済的資源の施策になりますが、残りのヒューマンキャピタルとソーシャルキャピタルのほうで少し指摘しますと、ヒューマンキャピタル、小学校５年生の段階で差がついてしまうというようなことも考えなければいけなくて、子どもの発達段階に応じて、もっと早い段階からの介入、施策が大事になるのだなと思います。

　また、ソーシャルキャピタル、これは子どものつながりも大事ですが、やはり親のつながりも大事であって、そうすると、すぐに「地域」という話になるのですが、地域だけではなく、例えば、職場とか、職域のつながりは大人にとってはすごく大事なつながりだろうと思うのですが。それも非正規で不安定で、すぐ仕事を変わったりという中で、なかなかできにくいのかなということもやはり考えなければいけないです。

　だから、「ソーシャルキャピタル」といったときも、すぐに「地域」とか考えずに、いろいろなつながりがあるのではないかと。今は特にＩＴとか、いろいろなところで人がつながって、いろいろなところで相談しているのだろうと思います。

　だから、そうしたところも少し、昔からのつながりだけではないつながりのあり方ということも考えてみたらどうかと思えます。

　最終的に、いろいろな資源を投入しなければいけなくて、これは福祉とか雇用だけではなくて、それこそ本当に医療とか、教育、住宅、所得保障、いわゆる典型的な先進国の福祉国家システムの全領域が動員される、そのような体制をつくらないといけない。

　例えば、住むところはどうなのか、住宅費の負担はどうなのかというようなことも含めていろいろ考えていかなければいけないのではないかと思いました。ここは、ぜひとも横断的に、パッケージとして、子どもを支援するということが大事になるのではないかと思います。

　最終的に、困っている子どもがいるということではなくて、議論の組み立て方を少し反対にしてみて、やはり日本の子ども、あるいは、大阪の子どもの生活は、「少なくともこうあってほしい」というところから議論して、「これが普通こうあってほしいのだけれども、ここが欠けているのはどうなのだ」という議論を、これは行政の方だけではなく、むしろもう一度、市民の方、府民の方を含めて考えていく。

　本当は、今回調査票で使った「何々がない」とか、「何々ができなかったことがある」という項目ですが、これは、やはりこういうことがあっては困るなというようにはつくってはいるのですが、非常に短期間でつくった部分もあって、本当はもう少し聞くべきチェックポイントもあったかもしれないと少し思っております。

　だから、もう一度、大阪の子どもの望まれる生活とはどういうものなのか。どんなに親の所得が違っても、子どもにはこれだけのものはあってほしい、こういう環境が用意されてほしいという議論を、もう一度大阪府全体でするというところから施策を組み立てていくというようなことで考えてみると、また違う調査ができるかもしれませんし、違う施策が考えられるかもしれないと思っております。

　なにぶん、大量の、でも、これはとても画期的な、大規模な、全国有数の、またこれも歴史上かなり有数な調査だろうと思っていて、十分にデータを活かしきるだけのものを分析するだけの時間がまだまだ必要かと思いますが、これも今後も期待できるデータがあるのかと思っておりますので、また今後ともこうしたものに、私としても関わっていけたらと思っております。長くなりましてすみません。以上です。

○部会長　ありがとうございました。皆さん、非常に重要なところをご指摘いただきました。委員がおっしゃった、この場もそのような議論をしていく場なのかとも思います。「大阪の子どもにこうあってほしい」。まさにこの審議会の中で、どのように目標設定したり、何をつくっていくのかみたいなことを、また皆さんと議論できたらいいなと思いました。

　では、私からも少しだけ、皆さんが本当に大事なことをおっしゃってくださったので、補足を、私の意見をもう少し足させていただくと、「国保を払っていない」とか、行政レベルで把握できることがあるのではないかと。

　もちろんこの調査は、本当に有意義で、意義のあったことでしたし、いろいろなことを考えさせられたのですが、国への要望とか、もちろん根本的なところはたくさんあります。たくさんあるのですが、先ほど委員がおっしゃったように、「これ、どうしたらいいんやろう」と頭を抱えました。当たり前のことが当たり前に保障されていないわけですから、子どもたちの生活を、本当にデータから想像できる結果でしたので、ここを補足していく。

　はじめに児童福祉法と、子どもの貧困対策法を、総括のまとめのところに入れさせてもらいましたが、それは自治体の責任でもあり、国の責任でもあるのです。児童福祉法の第２条に書かれています。

　貧困対策では、差があってはいけない。生まれた環境のもとで、子どもたちに差があってはいけないということもきちんとおさえられています。

　という意味では、国の、ここは大阪府の会議なので、国のやるべきことに、もちろん要望していただくということもあるのですが、「じゃ、大阪府で何ができる」、府という自治体レベルで何ができるのだろうとかということをとても悩まされました。頭を抱えるような状態でした。

　そんな中で、一番簡単なことと言えば、簡単で難しいのかもしれませんが、あちらこちらでチェックポイントがあるのです。

　例えば、児童福祉だけでいっても、保育所入所の受付のところだけでも「大丈夫かな」ということはたくさんありますよね。行政の方はすぐおわかりだと思います。いろいろな受付窓口のところでピックアップしていくこともできるのではないか。

　それから、私からの意見として資料を付けさせてもらったのですが、前回もちらっとお話ししましたが、「学校プラットホーム」という一枚物です。これは、総理官邸で、教育再生実行会議に呼ばれて、このプレゼンさせてもらったのです。

　学校の中に、届かない人たちに届けていくためには、学校には義務教育で、もちろんオルタナティブスクールもあって、行かない子どもさんもいらっしゃいます。

　もちろん地域にいろいろな取組みがあって、選択肢が多いほどいいのは絶対なので、ほかの活動を否定するわけではないのですが、セーフティネットとして、例えば、保育園問題でいえば、どんどん民営化されていますが、公立保育園はやはりセーフティネットとしての機能があるとずっと言われていますよね。

　それと一緒で、やはりいろいろな活動、ＮＰＯとかいろいろなところへ行ける人はいいのですが、行けない方、先ほどの鉄﨑さんのお話で、児童扶養手当も、知らないのではなくていろいろな事情で後プッシュがずっとないために申請ができていないということとか、そのようなことを考えると、ずっとフォローできていく仕組みが必要なのではないか。

　いろいろなところで、学校からも気になる子がリストアップされ、先ほどのいろいろな行政からもリストアップされ、それが継続して、その下の図ですが、左側と右側に、三角のバックが見えなくなっていますが、背景に一番上、三角の頂点が児童相談所とか福祉事務所とか、いろいろなしんどい子どもたちが集まるというのは、全ての子ども、先ほどから出ていますユニバーサルな、全ての子どもと考えたときにはごく一部なのです。

　皆さん、児童福祉をされている方はおわかりだと思いますが、児童相談所につながるのは、全ての子どもから見たら１％なのです。全校児童数４００人いたら、４人しか児童相談所にはつながっていませんから、児童福祉がやれていることというのは本当にごく一部なわけです。

　そのように考えると、全ての子どもたちから、制度はありますがそれがつながっていないというのが右側の状態で、その制度をいろいろな形で「連絡会」、これは例示だと思っていただければいいのですが、連絡会をつくったり、スクリーニング会議という形で、乳幼児の場合は、保健所の検診で発見した後、どこの自治体でもずっとフォローして、福祉部門と保育園だとか、いろいろなところが一緒に検討しておられます。そうした「この子大丈夫かな、この家庭は大丈夫かな」ということが拾い上げられるような仕組み、それで、そこを全部見守っていくような仕組みというのが、今はないのではないかと。

　せっかく子ども食堂を打ったり、学習支援をたくさん打たれても、つながっていく仕組みがなければ、必要な子どもさんがそこに届かなかったり、何て言うのでしょう、もちろん制度やサービスがないということは一番問題なのですが、それをつくるだけでは終わらない。やはり行政として、私は一番この仕組みをつくるのは行政でしかできないですから、各市町村もですし、大阪府もですが、この後、関係機関の調査、地域の資源調査のご報告もあると思いますが、そうしたこの調査から、つくづくつながっていない姿とか、ピックアップされてフォローされていない姿とかが見えてきました。だから、まずはこの仕組みをどうするのかというのが一つ思いました。

　もう一点だけ、今、福祉の学会では、厚生労働省とかでまるごとの話も出ていて、どんどん地域、地域と。文部科学省の中央教育審議会の委員を私もしていますが、「地域学校協働」ということで、今度新しい法律もできます。そのような形で、どんどん地域へといくのですが、「本当に大丈夫ですか」と。やはり育てるところ、地域を自立的に育てるところとか、やはり何か根本的なところから考えていかないと、何か行政からはみ出たところは全部地域だと見えなくもなくて、それは非常におそろしいなと。

　今回の調査でも、「地域でお話しする人はいますか」ということとクロスしているのですが、確かに地域と孤立している人は、子育てに向かうしんどさも出ているのですが、「じゃ、地域が本当にそうやって育つのか」、「今、放っておいて、逆に育つことはないのではないか」とか、だから、地域にどのようにして仕掛けを打っていくか、種をまいていくかみたいなこともなければならないと思います。

　先ほど報告にもありました学校の先生だとか、いろいろな方に、この材料、大阪府のこの資料を使って、あるいは、皆さん自治体でされた資料を使って、みんなが勉強したり、みんなが考えていく場を、それぞれのセクションで、学校は学校、教師は教師で、いろいろなセクションでつくっていって、本当にすとんと落ちるようなものを大改革としてつくっていかないと、全然終わりがないと、改善方向が。

　だから、ぜひ今までの制度や資源を当てはめるという発想ではなく、新たにそこをユニバーサルの話と、そのターゲット、しんどい世帯の話と、二層あると思います。でも、ユニバーサルの全体に予防的に施策を打つ、あるいは仕組みをつくるような仕掛けをするということをしない限り、多分結果は１０年ぐらい経たないとわからないと思うのですが、今からその準備をしていかないと、例えば、子どもの教育の中でも必要になってくるのではないかと思います。この子たちは大人になっていきますから、大人になっていくということを考えると、そんなふうに思いました。

　最後は、目標を立てて見直していくということを、ぜひこの報告書の最後に、皆さんの総意で、合意で書いているのですが、目標を立てて見直していくというような、そのような文化というか、調査だけではなくて、そのような形で進行していけたらなと。

　ある制度を当てはめるということではなく、「何を課題として、何をしていくのか」ということを、ぜひ目的型になったらいいなと思います。それは、内閣府のこの間の議論でもあったところでした。以上、私からはそのような思いを持ちました。

　まだまだ分厚くて、皆さん、もっと読み込んで、「これがもうちょっと」とか、まだまだ出てくると思いますので、委員の皆さんで、もし「よりここを強化」とか、ご意見があれば事務局に出していただければと思います。

　それでは、次の資料３と資料４が残っていますので、事務局から引き続きお願いいたします。

－事務局説明－

議事（１）「子どもの生活に関する実態調査について」

○部会長　ありがとうございました。ただ今二つの資料をご説明いただきました。委員の皆さんからご意見をぜひお願いします。

○委員　後半の施設退所者へのアンケート結果で、「提言と今後の課題」の最後の２１４ページのところ、退所者用のハンドブックを作成されているというのは、今、初めて知ったのですが、せっかく作成はされて配布はしているけれども、十分活用されていないというあたりは、例えば、紙媒体ではなく、今の若者が見られるようなＷｅｂに上げておくとか、何かアクセスしやすい方法がむしろ望ましいのかなと思いましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局　おっしゃってくださっているように、すぐに退所者が、例えば、スマートフォンで見られるとか、そうしたことが必要ということは認識があり、寄付等を活用して電子書籍で見られるような工夫を昨年度からしているということは聞いています。

　ただ、何が書いてあるかを、やはり退所者が知っておく必要性があるのだろうと考えており、今までは冊子を、退所のときに必要な身の回りのものであるとか、ちょっとした食料などと一緒に袋に入れて渡しているだけだったのですが、書いてある内容を読み聞かせて、それで退所者に伝える。なかには、ぼろぼろになるまで冊子を読んでいる退所者もおり、そうした有効活用が確実にどの児童に対してもなされるように取組みをしていく必要性が示されていると考えています。

○委員　関係機関等の調査ですが、結構、いろいろな機関の相談の場で、関係機関との連携を、それぞれいろいろな立場の人が、関係機関との連携が非常に困難だということと、マンパワーの不足を挙げていらっしゃいますが、私どもの団体の直接関係のある母子・父子自立支援員、それの講習をうちの連合会で受け持っておりまして、毎年やっていて、それはそれなりに皆さん本当に熱心に聞いてくださるし、自画自賛もおかしいですが、研修の内容も非常にいいものを提供させていただいていると思うのです。

　そして、皆さんは、本当に熱心にやられるのですが、母子・父子自立支援員の成り立ちからあまり時間が経っていないこともあるのですが、定着率はどんなものなのでしょう。見ていると、結構短い期間で変わるのです。

　それと、人数も、これは市町村によって多いところと少ないところはありますが、やはりひとり体制のところがまだあります。

　それと、この人たちが、一から育つまでにはやはり時間がかかります。

　それから、これが定着しないということは、常に当事者に対面する支援員さんの顔が変わるということであって、非常にこれは、当事者の相談機関としても不安定なものになりがちだと思うのですが、その辺の問題が何であるかなと思うのです。ある意味、スクールソーシャルワーカーなどでも、学校に常駐して、少なくとも一人の方は常駐してほしいなと思う。

　やはり学校と保護者が直ではなしに、子どもさんも常に話ができるという、そういう存在が一つあることによって、とても相談もしやすくなると思うのです。

　それで、これもまた、私のいつも言っていることですが、母子・父子自立支援員さんなどの処遇の仕方が、あまりにも専門職の方に対する処遇が貧しいのではないかなと思うのです。

　ずっと何年も言ってきたのですが、今やっと母子・父子自立支援員さんの「非常勤で」という文言分けをしたというのですが、まだなかなか、それぞれの地域での行政、市町村で雇用する場合には、改善があまりされていないみたいですから、やはりそのような専門職の方の生活、それから、やはり相談する方がゆとりのない収入で、貧しい人の相談というのは、本当に見ていて、「こんなことでいいのかな」と思わされますので、その辺のことを、大阪府からも率先して、やはりそれだけの価値を付けて、そして、十分な人員の配置をお願いしたいと思います。

○部会長　ありがとうございました。先ほどご報告にあった、なかなか周りと共有できていないという機関は、まさにおっしゃられるように、ひとりポストで、非常勤でぼっと入っているので、そういう関係にないということですか。

○委員　そこまで育つまでに、やはりそれに耐えきれないものがあるのでしょう、代わるのですよね。だから、１年で代わる人が結構多いのです。

　それと、行政のやり方にも、それぞれの市町村のやり方にも沿える場合と、沿えない場合があると思うのです、研修会一つにしても、必ず皆さんに出てほしいですが、出てくださる方は必ず出てくださる。だけど、はっきり言って、「それは困る」と言って出さないところもあります。だから、そういうところも、やはり行政に対する指導もよろしくお願いしたいと思います。

○部会長　ありがとうございました。

○委員　すみません。私から三点です。まず、機関調査に関してですが、いろいろな機関が調査にご協力いただいて、後で、ぜひ皆さんに読み込んでいただいたら、もちろんそれぞれが自分の仕事の枠を超えて、いろいろなことをしておられるのです。

　例えば、先生がお洋服を貸してくださったりとか、貧困というところでいろいろな手立てをしてくださっているのです。

　でも、考えたら、それはとても素晴らしいことなのですが、その先生がいなくなれば終わりというか、保育園の先生であったり、学校の先生であったりが、本当に涙ぐましい努力の跡が見えるような結果で、皆さんもぜひ、皆さんの苦労を読んでいただければと思うのですが、いろいろ苦労されているのですが、先ほどの話でいくと制度になっていない。

　例えば、学校の中でお洋服の貸出の制度とか、諸費滞納の人が、２カ月以上怠納になれば見えてくるようにするとか、先ほどのスクリーニング会議でピックアップしていくとか、何か先に手立てを、先生は心苦しくて、辛いと思って、やむを得ず貸しておられる。でも、次の先生には、「それは自分が思いを持ってやったことなので、そのまま引き継ぐのは申し訳ない」と言って、自分だけの努力で、自分だけで終わっていかれるということがあるように見えました。

　なので、ぜひそこを制度化して、保育園や学校で、そのような貸出制度をしていくとか、何かできないのかなとつくづく思いました。

　それから、二点目は、それぞれの機関が一緒でなくていいと思うのです。みんな違っていいと思うので、最後のほうに「総合考察」、先ほど大阪府がまとめを提示してくださったのですが、それぞれ入り口の機関と、児童養護施設のようにケアをしっかりされる機関と役割が違うと思うので、何か一枚の絵を、先ほど私は、学校プラットホームの、十分説明をしていないから、皆さんになかなか伝わっていないかもしれませんが、一枚の目標の絵を、それぞれみんなが見て、役割は違っていい。

私はイギリスに行かせてもらって、つくづく思ったのは、皆さんが同じ絵を見ている。同じ絵を見て、そこで別に連絡会はしておられないですが、そこで自分の役割は何か。この目標、この達成、この子どもの貧困の実態に対して、自分のところは何をするのかというのは、それは違っていいはず、関係機関の調査ですから。それぞれ違っていいはずだと思うので、その辺の提示、初めのステージの機関、第１ステージ、第２ステージ、第３ステージのそれぞれの機関の役割がより明確に提示していければ、安心して、例えば、地域の方が丸抱えして、自分の家に子どもさんを泊めて面倒を見ているという人もいらっしゃいますよね、あまりにも耐えかねて。

　でも、そうではなく、自分がまるごと面倒を見なくても、「児童養護施設はこういう支援があるのだ」とか、みんなが同じものを見て、同じサービスがわかってつながっていくような、そんなふうな、先ほどの仕組みづくりではないですが、提示することができないのかなと思いました。

三点目は、この機関調査で、困窮者の自立相談機関ですか、それは法律に基づいて、かなりの自治体がほとんど置いておられると思うのです。困窮者自立支援法に基づく機関です。そことの連携がほとんどないということがわかります。

　だから、どうしても昔ながらの児童福祉法でいう保育園や、学校や、病院とは連携があるのですが、貧困問題ですから、生活困窮者自立支援機関、そこの機関との連携をどのようにつくっていくのか。先ほども言いました、やはり仕組みをどのようにつくっていくのかというのが課題ではないかと。

　学校の先生から見れば、そんなことは全然ご存じないので、やむを得ず自分のお洋服を貸したり、自分の家に連れてきてご飯を食べさせたりしているわけですね。

　だから、なんかもっと制度が見えていって、相互互換的にチームが組めるようになったらいいなというのをつくづく思いました。みなさんの苦労が非常に見える調査結果でしたので、ぜひ皆さんお読みいただければと思います。私からの意見は以上です。よろしいでしょうか。

　アフターケアの退所相談のほうも、本当にご報告してくださったとおりですので、困窮問題がそこに、最後そこにも集約されてきますので、ぜひどのようにして退所者支援をしていくのかというのは大きな課題だと改めて思いました。ありがとうございました。

○部会長　それでは、出されていた案件は以上です。先ほども申し上げましたが、今日言い足りないところは、また意見提示もしていただければとは思いますが、今日の皆さんの意見と、補足があればそれを踏まえて、資料の修正については、事務局と部会長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全員　はい。

（終了）